

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第6号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p data-bbox="188 528 264 557">附 則</p> <p data-bbox="124 577 272 607">1・2 [略]</p> <p data-bbox="118 913 319 943">別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="145 952 767 1771"><thead><tr><th data-bbox="145 952 276 996">職の区分</th><th data-bbox="276 952 767 996">支給額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="145 996 276 1529">校長</td><td data-bbox="276 996 767 1529">52,600円（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u>にあつては49,800円）。ただし、人事委員会が別に定める校長の職にあつては61,400円（<u>再任用職員</u>にあつては58,000円）、規模の大きな学校の校長の職で人事委員会が別に定めるものにあつては70,100円（<u>再任用職員</u>にあつては66,300円）</td></tr><tr><td data-bbox="145 1529 276 1771">副校長 教頭</td><td data-bbox="276 1529 767 1771">43,100円（<u>再任用職員</u>にあつては、33,100円）。ただし、人事委員会が別に定める副校長又は教頭の職にあつては、51,700円（<u>再任用職員</u>にあつては、39,800円）</td></tr></tbody></table>	職の区分	支給額	校長	52,600円（ <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u> にあつては49,800円）。ただし、人事委員会が別に定める校長の職にあつては61,400円（ <u>再任用職員</u> にあつては58,000円）、規模の大きな学校の校長の職で人事委員会が別に定めるものにあつては70,100円（ <u>再任用職員</u> にあつては66,300円）	副校長 教頭	43,100円（ <u>再任用職員</u> にあつては、33,100円）。ただし、人事委員会が別に定める副校長又は教頭の職にあつては、51,700円（ <u>再任用職員</u> にあつては、39,800円）	<p data-bbox="874 528 951 557">附 則</p> <p data-bbox="805 577 970 607">1・2 [略]</p> <p data-bbox="805 622 1484 891">3 <u>条例附則第41項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p> <p data-bbox="805 913 1007 943">別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="833 952 1455 1771"><thead><tr><th data-bbox="833 952 963 996">職の区分</th><th data-bbox="963 952 1455 996">支給額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="833 996 963 1529">校長</td><td data-bbox="963 996 1455 1529">52,600円（<u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>にあつては、49,800円）。ただし、人事委員会が別に定める校長の職にあつては61,400円（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、58,000円）、規模の大きな学校の校長の職で人事委員会が別に定めるものにあつては70,100円（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、66,300円）</td></tr><tr><td data-bbox="833 1529 963 1771">副校長 教頭</td><td data-bbox="963 1529 1455 1771">43,100円（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、33,100円）。ただし、人事委員会が別に定める副校長又は教頭の職にあつては、51,700円（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、39,800円）</td></tr></tbody></table>	職の区分	支給額	校長	52,600円（ <u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u> にあつては、49,800円）。ただし、人事委員会が別に定める校長の職にあつては61,400円（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> にあつては、58,000円）、規模の大きな学校の校長の職で人事委員会が別に定めるものにあつては70,100円（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> にあつては、66,300円）	副校長 教頭	43,100円（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> にあつては、33,100円）。ただし、人事委員会が別に定める副校長又は教頭の職にあつては、51,700円（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> にあつては、39,800円）
職の区分	支給額												
校長	52,600円（ <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u> にあつては49,800円）。ただし、人事委員会が別に定める校長の職にあつては61,400円（ <u>再任用職員</u> にあつては58,000円）、規模の大きな学校の校長の職で人事委員会が別に定めるものにあつては70,100円（ <u>再任用職員</u> にあつては66,300円）												
副校長 教頭	43,100円（ <u>再任用職員</u> にあつては、33,100円）。ただし、人事委員会が別に定める副校長又は教頭の職にあつては、51,700円（ <u>再任用職員</u> にあつては、39,800円）												
職の区分	支給額												
校長	52,600円（ <u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u> にあつては、49,800円）。ただし、人事委員会が別に定める校長の職にあつては61,400円（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> にあつては、58,000円）、規模の大きな学校の校長の職で人事委員会が別に定めるものにあつては70,100円（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> にあつては、66,300円）												
副校長 教頭	43,100円（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> にあつては、33,100円）。ただし、人事委員会が別に定める副校長又は教頭の職にあつては、51,700円（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> にあつては、39,800円）												
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号。以下「整備等条例」という。）第8条又は第9条の規定に基づき採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、

この規則による改正後の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表の規定を適用する。

- 3 整備等条例第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第2項及び別表の規定を適用する。